

健康コラム

ご存知ですか?「COPD」早期発見が大切です!

COPDは「肺の生活習慣病」です!

COPD(慢性閉塞性肺疾患)は、タバコの煙を主とする有害物質を長期間吸い込むことで、肺に炎症がおこる病気で、従来「肺気腫」や「慢性気管支炎」などと言われてきた病気の総称です。
咳・痰・息切れが続くのは危険信号です!
よくある症状なのでそのままにいませんか?
放っておくと、だんだん肺の空気が上手く吐き出せなくなります。
さらには、肺だけでなく心血管障がいや糖尿病、骨粗鬆症など全身にも影響を及ぼします。

数字で見るCOPD



肺の健康を守るために

- 禁煙しましょう。
喫煙習慣は治療の対象となる薬物依存症の1つです。医療機関では、保険診療で禁煙治療を受けられる場合があります。
- 感染症を予防しましょう。
肺炎球菌・インフルエンザなどのワクチン接種や手洗い・うがいを徹底しましょう。
- 早期発見・早期治療
早くに見つけ、治療することで、症状をやわらげ、悪化を防ぐことができます。

問合せ 保健福祉課(保健活動)1階⑪番 ☎6915-9968

平成30年度 個人市・府民税の納税通知書を送付します

平成30年度の個人市・府民税の納税通知書を6月上旬に送付します。なお、会社等にお勤めの方(給与所得者)には、勤務先を通じて税額決定通知書を送付し、毎月の給与から個人市・府民税が差し引き(特別徴収)されます。



失業中の方等に対する減額・免除について

個人市・府民税は前年中の所得に対して課税されるものであり、納付時期の所得状況などにかかわらず納めていただく必要があります。ただし、失業や大幅な所得減少の場合(自己都合退職※、定年退職等を除く)で、前年中の所得金額が一定額以下であるなどの要件に該当し、生活困窮等により全額負担が困難と認められる場合に限り、申請により収入・資産状況等を審査のうえ減額・免除される場合があります(※病氣・妊娠・出産等を理由として退職した方で、一定の要件に該当する場合は、減額・免除の対象となります)。詳しくは、納税通知書同封のお知らせまたは大阪市ホームページ等をご覧ください。

なお、申請には失業状態や当年中の所得見込金額を確認する書類、預貯金等金融資産の額を確認する書類などが必要です。



給与からの特別徴収制度について

給与所得に対して課税される個人市・府民税は、原則、所得税の源泉徴収と同じく、従業員に代わり、勤務先が毎月の給与から税額を差し引き(特別徴収)、大阪市へ納入することが義務付けられています。大阪府内全市町村では、平成30年度から特別徴収の徹底を一斉実施予定としており、給与所得に係る税額を納付書でお納めの場合も、原則、給与からの差し引き(特別徴収)に切替させていただきますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

問合せ 京橋市税事務所 市民税等グループ(個人市民税担当) ☎4801-2953 ※平日9時~17時30分(金曜日は9時~19時)

各種無料相談日(6月)

相談名	日時	申込方法	場所
弁護士による ①法律相談(毎月第2・第4金曜日) 予約制	6月8日(金)・22日(金) 13時~17時	当日9時~電話にて(専用☎6915-9954)※24名(先着順)(1人30分以内)	区役所 3階 ※空きがある場合は随時受付
宅地建物取引士による ②不動産相談(毎月第2火曜日) 予約制	6月12日(火) 13時~16時	当日9時~電話にて(専用☎6915-9954)※6名(先着順)(1人30分以内)	
③司法書士相談(毎月第3水曜日) (相続・贈与、会社・法人の登記、成年後見など) 予約制	6月20日(水) 13時~16時	当日9時~電話にて(専用☎6915-9954)※8名(先着順)(1人45分以内)	
④就労相談(毎月第1水曜日) 一部予約制	6月6日(水) 13時30分~17時	当日会場にて13時20分~15時30分まで受付。※5名(先着順)(1人30分以内) 【16時~17時は事前予約制】当日11時までに大阪市地域就労支援センターへ電話にて(専用☎0120-939-783) ※2名(先着順)	区役所 2階
鶴見緑地公園事務所による ⑤花と緑の相談(毎月第2水曜日)	6月13日(水) 14時~16時	当日会場にて受付。	区役所1階
城北環境事業センターによる ⑥ごみ減量・3R相談(毎月第3火曜日)	6月19日(火) 14時~16時	当日会場にて受付。	
⑦人権相談 一部予約制	【平日】9時~21時 【日・祝】9時~17時30分	専門相談員による電話での無料相談。専用☎(6532-7830)※通話料は自己負担 【区役所での出張相談は事前予約制】 上記専用番号までご予約ください。	
⑧精神科医によるこころの相談 予約制	6月8日(金) 14時~15時30分 6月19日(火) 10時~12時	事前に電話または11番窓口にて受付(☎6915-9968) ※2名(先着順)(1人30分程度)	区役所1階
日曜法律相談 ナイター法律相談	日曜法律相談は6月24日(日)中央区役所・淀川区役所で実施。ナイター法律相談は今月の実施はありません。 詳しくは、大阪市総合コールセンター「なにわコール」☎4301-7285までお問い合わせください。		

問合せ ①②③④総務課(政策推進) ☎6915-9683 ⑤鶴見緑地公園事務所 ☎6912-0650 ☎6913-6804
⑥城北環境事業センター ☎6913-3960 ☎6913-3674 ⑦総務課(教育) ☎6915-9734 ⑧保健福祉課(保健活動) ☎6915-9968

●以下は広告スペースです。広告内容に関する一切の責任は広告主に帰属します。